

広島県告示第五百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三次市大田幸町、同市志幸町、同市小田幸町、同市糸井町、同市木乗町及び同市海渡町地内				区域の表示	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
平田（四一四八）	急傾斜地の崩壊	平田（四一四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
小田幸（A）（五三九八）	急傾斜地の崩壊	小田幸（A）（五三九八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
小田幸（B）（五三九九）	急傾斜地の崩壊	小田幸（B）（五三九九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
本郷下（二七六五―一）	急傾斜地の崩壊	本郷下（二七六五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
本郷下（二七六五―二）	急傾斜地の崩壊	本郷下（二七六五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
信貞（一二三二〇）	急傾斜地の崩壊	信貞（一二三二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
下井田（二二三二七）	急傾斜地の崩壊	下井田（二二三二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
糸井町（一二三二八―一）	急傾斜地の崩壊	糸井町（一二三二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

石原川（八五五九隣h）	土石流	次の図のとおり	石原川（八五五九隣h）	土石流	次の図のとおり
石原川（八五五九隣g）	土石流	次の図のとおり	石原川（八五五九隣g）	土石流	次の図のとおり
石原川（八五五九隣f）	土石流	次の図のとおり	石原川（八五五九隣f）	土石流	次の図のとおり
石原川（八五五九隣e）	土石流	次の図のとおり	石原川（八五五九隣e）	土石流	次の図のとおり
石原川（八五五九隣d）	土石流	次の図のとおり	石原川（八五五九隣d）	土石流	次の図のとおり
石原川（八五五九隣c）	土石流	次の図のとおり	石原川（八五五九隣c）	土石流	次の図のとおり
石原川（八五五九隣b）	土石流	次の図のとおり	石原川（八五五九隣b）	土石流	次の図のとおり
石原川（八五五九隣a）	土石流	次の図のとおり	石原川（八五五九隣a）	土石流	次の図のとおり
大田幸（三七六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大田幸（三七六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大田幸（三七六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大田幸（三七六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大田幸（一九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大田幸（一九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上志幸（七二〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上志幸（七二〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上志幸（七二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上志幸（七二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上之段（三七七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上之段（三七七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大田幸町（三三七五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大田幸町（三三七五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
糸井町（三三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	糸井町（三三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

石原川（八 五五九隣 i）	土石流	次の図のとおり			
石原川（八 五五九隣 j）	土石流	次の図のとおり			
石原川（八 五五九隣 k）	土石流	次の図のとおり	石原川（八 五五九隣 k）	土石流	次の図のとおり
山手川（二 二〇隣 a）	土石流	次の図のとおり	山手川（二 二〇隣 a）	土石流	次の図のとおり
山手川（二 二〇隣 b）	土石流	次の図のとおり	山手川（二 二〇隣 b）	土石流	次の図のとおり
山手川（二 二〇隣 c）	土石流	次の図のとおり	山手川（二 二〇隣 c）	土石流	次の図のとおり
山手川（二 二〇隣 d）	土石流	次の図のとおり			
山手川（二 二〇隣 e）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。